

平成23年 4月 4日

国立がん研究センター

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、平成22年7月以降、職場の同室の複数の職員の財布から複数回にわたり金銭を窃取したものである。
処分年月日	平成23年3月30日
処分量定	(行為者) 非常勤職員 (20歳代) (懲戒解雇)

平成23年 4月 4日

国立がん研究センター

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、必要な事務処理を行わずに放置し、虚偽報告を行うなど、不適切な事務処理を繰り返したことにより、当センターの事務に多大な支障をもたらしたものである。
処分年月日	平成23年3月31日
処分量定	(行為者) 係長 (50歳代) (戒告)